



みんなが、子育てしやすい園へ。

すくすく ジャパン!

子ども・子育て支援新制度

施設などの利用を希望する人は、認定を受けてください

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の実施が予定されています。

この新制度では、市による3つの区分の認定に応じて、幼稚園・保育所などの利用先が決まっています。そのため、幼稚園・保育所などの利用を希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要です。

手続きの内容や時期については、決まり次第広報うわじまなどでお知らせします。

< 子ども・子育て支援新制度の利用の基本的な流れ >

幼稚園 などを 利用希望 の場合	1. 幼稚園などに直接利用申し込みをします	2. 幼稚園などから入園の内定を受けます	3. 幼稚園などを利用するための認定申請をします	4. 市から認定証が交付されます (1号認定)	5. 幼稚園などと契約をします
	1. 市に「保育の必要性」の認定を申請します	2. 市から認定証が交付されます (2・3号認定)	3. 保育所などの利用希望の申し込みをします	4. 状況などにより、市が利用調整をします	5. 利用先の決定、契約をします

< 認定の区分 >

1号認定 教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、 <u>教育</u> を希望する場合 (市での現在の利用先：幼稚園)	2号認定 満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で、 <u>保育</u> の必要な事由(※1)に該当し、 <u>保育</u> を希望する場合 (市での現在の利用先：保育所)	3号認定 満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で、 <u>保育</u> の必要な事由に該当し、 <u>保育</u> を希望する場合 (市での現在の利用先：保育所)
※2・3号認定は、さらに [a]・[b] に区分されます。 a. 「保育標準時間」利用 … 両親ともフルタイム就労などでの利用時間 (最大11時間) b. 「保育短時間」利用 … パートタイム就労などでの利用時間 (最大8時間)		

【問合せ先】 福祉課保育係 24
1111 内線 2139・2144

(※1) 保育の必要な事由：
現在の保育所の入所基準と同じですが、就労時間などの最低基準は変更になる場合があります。

(※2) 保育標準時間：現在の保育所の利用時間と基本的に同じです。

(※3) 保育短時間：1週間でおおよそ30時間未満のパートタイム就労などの保護者のお子さんが該当します。(基準となる時間については決まり次第お知らせします)

新制度から幼稚園・保育所などの利用にかかる授業料・保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本になります。現在の保育所での保育料と同じ決定方法です。

新制度適用外の幼稚園・保育所では、申込手続き・保育料などは今までと同じです。新制度が適用される施設については、決まり次第お知らせします。

新制度からの授業料・保育料

